

11 水推第1133号  
平成11年6月2日  
22 水推第1042号  
平成23年2月10日  
一部改正  
23 水推第1127号  
平成24年3月30日  
一部改正  
25 水推第1018号  
平成26年3月31日  
一部改正  
6 水推第1778号  
令和7年3月31日  
一部改正

都道府県知事 殿

水産庁長官

### 持続的養殖生産確保法の運用について

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「法」という。）の運用に際しては、「持続的養殖生産確保法の施行について」（平成11年6月2日付け11水推第1132号農林水産事務次官依命通達）に定められた事項のほか、下記事項を参考に、適切な運用に努めていただきたい。

本通知の施行に伴い、「適正養殖可能数量設定要領」（平成23年3月29日付け22水推第1142号水産庁長官通知）及び「適正養殖可能数量の履行確認を行うための積算から除外することができる場合等について」（平成26年3月31日付け25水推第1034号水産庁増殖推進部長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

### 記

#### 第1 漁場改善計画の作成

##### 1 漁場改善計画の作成の形態

###### （1）漁場改善計画の作成の形態

漁場改善計画は、区画漁業権を有する者が自主的に作成するものであり、その形態としては、漁業協同組合や養殖業者が作成するもののほか、漁業協

同組合間、養殖業者間、養殖業者と漁業協同組合間で協同で作成するもの等がある。

## (2) 作成主体に関する留意事項

漁場改善計画を作成する主体は、区画漁業権を有する者であり、区画漁業権を免許されている個人、会社、漁業協同組合、漁業協同組合連合会などを問わない。

ただし、水は絶えず動いており、同一湾内などで他の養殖漁場で発生した環境負荷の影響を受けるなど区画漁業権を有する者ごとの取組では、漁場改善を効果的に進めることが困難である場合が考えられる。このため、同一湾内など一体的に漁場改善に取り組むことが適当であると考えられる水域においては、その水域を利用している複数の漁業協同組合や個人等が共同で計画を作成するなどにより効果的な取組を推進することが重要である。また、漁場改善計画の内容は、疑義が生じないように、正確に定める必要がある。

漁場改善計画に基づく取組が行われているかどうかについては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「漁業法」という。）第63条第1項第2号及び漁業法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断や、漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関わるものであることから、内容を適切に把握し、必要な指導等を行われたい。詳細については、令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知「海面利用制度等に関するガイドライン」を参照されたい。

なお、漁業権に基づかないいわゆる「陸上養殖」等については、漁場改善計画制度の対象外である。

## 2 漁場改善計画例について

漁場改善計画の具体的な例については、別紙1 漁場改善計画例を参照されたい。

## 第2 漁場改善計画の認定

### 1 認定の申請

認定の申請については、別記様式例1を参照されたい。

なお、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあっては、後に述べる漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の認可申請も併せて行うことが望ましい。

### 2 認定の基準

具体的な認定の基準は、次のとおりである。

#### (1) 基本方針に適合するものであること

##### ① 養殖漁場の改善の目標

法第3条第1項に基づき農林水産大臣が定める持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）において定める養殖漁場の改善の目標に関する事項に示される養殖漁場の改善の目標の基準と同等又はこれを上回る基準が漁場改善計画の養殖漁場の改善の目標とされている必

要がある。

ただし、対象となる漁場の悪化の主たる要因がそこでの養殖行為以外によるものであり、そこでの養殖行為の有無にかかわらず、基本方針に定める養殖漁場の改善の目標の中のカテゴリーの目標値を達成することができない場合などは、養殖漁場の改善の目標からそのカテゴリーについての項目を除外することもやむを得ないと考える。しかしながら、目標値を達成することができない状況を早急に改善すべきである。なお、基本方針に定める養殖漁場の改善の目標の中の全てのカテゴリーの目標値を達成することができない場合は、そもそもそのような海域で養殖行為を行うこと自体に疑義が生じるので、漁場改善計画の認定以前の問題として、早急に地域的に漁場改善の取組を進めるべきと考える。

② 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

基本方針に示されるような養殖漁場の改善に有効と考えられる措置が養殖漁場の改善を図るための措置として盛り込まれ、漁業権存続期間内の適当な実施時期が設定されている必要がある。

③ 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

基本方針に示されるような養殖漁場の改善を図るために必要な施設の整備や漁場改善計画を着実に実施するための実効性のある実施体制が取られる必要がある。

④ 養殖漁場の調査手法に関する事項

養殖漁場の改善状況等を把握し、適切な漁場改善措置を講じるため、十分な調査定点が設定され、かつ、調査項目及び調査時期など適切な養殖漁場の調査手法が規定されている必要がある。

(2) 漁場改善計画の内容が養殖漁場の改善の目標を確実に達成するために適切であること

① 養殖漁場の改善の目標と養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

ア 漁場改善計画に取り組む時点での漁場の状況と養殖漁場の改善の目標との乖離を鑑み、養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期がその目標を達成するために妥当であると考えられるものであることが必要である。

イ 飼餌料の投与等による養殖漁場への影響を考慮し、養殖漁場に投入する養殖水産動植物の種苗又は養殖施設の一年当たりの上限数量（以下「適正養殖可能数量」という。）が記載されていることが望ましい。

(ア) 適正養殖可能数量の設定方法

適正養殖可能数量は、漁場改善計画の対象となる漁場全体を対象とし、養殖水産動植物の種類ごとに設定される必要がある。養殖対象種によっては、垂下式やバスケット式といった使用する養殖施設が異なることから、養殖施設の種類を考慮して設定される必要がある。

また、適正養殖可能数量は、過去の実績だけでなく、最新の漁場環境、養殖管理の実態、環境収容力等を勘案した養殖可能な数量の上限等の範囲内で設定される必要がある。

(イ) 適正養殖可能数量の単位

- a 魚類養殖及びクルマエビ養殖については、投入する種苗の尾数とする。
- b 貝類養殖、ウニ養殖及びホヤ養殖については、施設数（台数又ははえ縄の幹縄数）とする。ただし、必要に応じて、施設数の代わりに、貝類養殖にあつては、種苗（稚貝）数、かご数又は付着器数を、ウニ養殖にあつては、種苗数又はかご数を、ホヤ養殖にあつては、種苗糸の長さ、種苗糸数又は垂下綱数を数量の単位として設定することも可とする。
- c 藻類養殖については、施設数（柵数又ははえ縄の幹縄数）とする。ただし、必要に応じて、施設数の代わりに、種苗糸の長さ又は綱数を数量の単位として設定することも可とする。

(ウ) 漁場のモニタリング及び適正養殖可能数量の見直し

適正養殖可能数量は、定期的に漁場のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ、適時見直されることが適当である。なお、モニタリングについては、水質にあつては、溶存酸素（随時）、化学的酸素要求量（年に一度）等を、底質にあつては、酸化還元電位（随時）、pH（随時）、化学的酸素要求量（年に一度）、酸揮発性硫化物（年に一度）等を調査することが適当である。

(エ) 養殖対象種の転換を伴う適正養殖可能数量の設定

一つの漁場において、複数の養殖対象種を生産する場合については、計画作成主体は、異なる養殖対象種間で適正養殖可能数量を転換することができる。なお、都道府県知事が養殖対象種ごとの漁場への負荷の程度及び生物的特性に関する科学的知見に基づき定める基準に沿って、減算しようとする養殖対象種の数量を、加算しようとする養殖対象種に相当する数量に換算して加えるものとする。

異なる養殖対象種間の換算係数については、飼餌料の投与量、目回り、増肉係数、排泄物量等を基に算出した漁場環境への負荷に関する指標を用いて定めるものとする。

② 生産履歴の記録

漁場改善計画に規定された内容が遵守されていることなどを示すため、養殖水産動植物の種類ごとに、別紙3の内容を踏まえ、参加者が養殖生産に関する記録を行う規定が記載されていることが適当である。

③ 漁場改善計画の実効性の担保

漁場改善計画を作成した場合には、その内容が確実に実施され、目標とする基準が達成されるよう、その実効性を担保するための措置が講じられていることが重要である。漁業協同組合においては、養殖漁場の改善を図るための措置について、罰則規定を伴う漁業権行使規則に反映し、個人等が計画に参加している場合には、違約金の支払いその他の計画不履行の場合の措置を規定し、実効性の担保を図ることが必要である。

④ 漁場改善計画を変更する場合の手続

一度定めた漁場改善計画も、期待した効果を生じない場合には、その養殖漁場の改善を図るための措置等の内容を見直す必要がある。このような場合、適切に漁場改善計画を変更できるように、見直し手続がをあらかじめ規定さ

れていることが必要である。

- (3) 漁場改善計画の内容が法及び法に基づく命令その他法令に違反するものではないこと

法及び法に基づく命令に違反するものとは、法第4条第2項に掲げる事項や省令に掲げる事項が盛り込まれていないことなどをいう。

その他法令とは、漁業に関する法令のみならず、あらゆる法律、政令、省令、条例、規則等を含む。

また、行政指導や海区漁業調整委員会の指示に反する場合は、法令に反するものとはいえないが、認定をすることは適当でないので、これらに反することのないよう適切に指導する必要がある。

### 3 認定の基準等の周知、計画策定の指導等

漁場改善計画の認定の基準を定めるほか、適正養殖可能数量について、あらかじめ、その設定方法等を定めて関係者に周知するとともに、都道府県のホームページ等において公表しておくことが適当である。

また、計画作成主体が適正養殖可能数量を設定するに当たり、基本方針に基づいて持続的な養殖生産の確保が図られるよう、計画策定主体に対して、必要な助言、指導等を行うこととされたい。

### 4 関係者の意見の聴取等

法に基づく養殖漁場の改善については、漁業者はもとより広く地域の関係者の関心も高いことが予想される。こうした関心に応えるとともに、漁場の改善に関する地域全体の取組を促進する観点からも漁場改善計画の認定に当たっては、事前に、必要に応じ、関係者への周知及び意見の聴取等を行うことが望ましい。

### 5 認定書の送付

漁場改善計画の認定をしたときは、別記様式例2の認定書を漁業協同組合等に送付するとともに、農林水産大臣にあっては、漁場改善計画の対象となる海域を管轄する都道府県知事及び当該漁場改善計画を作成した漁業協同組合等の住所地を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」と総称する。）に通知し、都道府県知事にあっては、農林水産大臣に通知するとともに、関係都道府県知事にも通知することが適当である。

### 6 認定漁場改善計画に関する状況の把握

- (1) 適正養殖可能数量の遵守を含む認定漁場改善計画の実施状況及び効果等について、漁場調査の結果及び計画参加者の養殖日誌等によって漁業協同組合等に対し、適宜報告させるなど、行政庁としてその把握に努めるとともに、集積された養殖漁場データについて、その効果的な保管及び有効活用を図り、より効率的な漁場改善措置を検討していくことが必要である。
- (2) 沿岸漁業における自主的資源管理体制高度化事業費補助金交付等要綱（平成30年3月28日付け29水管第3142号）に基づく都道府県資源管理協議会を始めとす

る漁業や漁業経営に関する知見を有する者、水産資源に関する科学的知見を有する者等が参加した場（以下「資源管理協議会等」）が設置されている場合は、同要綱第3の3及び漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2323号）別紙3の2<sup>（注）</sup>に基づき、資源管理協議会等において、適正養殖可能数量が遵守されているかを確認することが必要である。その履行確認については、漁場改善計画の対象漁場内に投入した種苗の数量又は施設数の実績が適正養殖可能数量の範囲内となっているかどうかにより判定する。

（注）漁業収入安定対策事業に加入している場合に限る

ただし、適正養殖可能数量を、漁場内の養殖業者の合意の下に、対象漁場を複数区域（当該区域において単一の養殖業者が養殖業を営む場合も含む。）に分割した区域ごとに配分した場合には、区域ごとに履行確認を行うことができる。この場合においては、漁場改善計画に漁場全体の適正養殖可能数量を記載するほか、漁業協同組合、区域又は養殖業者単位で配分した適正養殖可能数量を記載することとなる。

履行確認に用いる資料の例としては、

- （ア）魚類養殖及びクルマエビ養殖については、共済責任開始日が含まれている年度の、種苗購入記録（種苗購入実績がある場合）、養殖日誌、出荷記録（出荷実績がある場合）、ワクチン接種記録（ワクチンの接種実績がある場合）、その他資源管理協議会等が定める資料
- （イ）貝類養殖、ウニ養殖、ホヤ養殖及び藻類養殖については、共済責任開始日が含まれている年度の、設置した施設数のわかる写真、養殖日誌、その他資源管理協議会等が定める資料
- （ウ）養殖期間が1年未満の養殖種類については、当該養殖期間の資料が考えられる。

また、履行確認の時期は、原則として、共済加入時及び年度末を目途とする。ただし、資源管理協議会等が認める場合には、年度末の代わりに共済責任期間終了時とすることができる。

なお、適正養殖可能数量の履行確認を行うための積算から除外可能な場合及びその数量を除外する方法については、次のとおりとする。

- （ア）共済事故の発生など災害等により養殖生産物又は養殖施設が滅失等した場合  
漁業共済の査定資料などにより、災害等により滅失等したことが確認できた養殖生産物の尾数を、履行確認を行うための積算から除外することができる。
- （イ）養殖業者が養殖水産動植物を自らが使用する漁場に移送し、又は他の漁場で漁業を営む養殖業者（当該養殖業者と同一のグループ会社（資本において親子関係にある一連の法人群）に属する養殖業者に限る。）に一旦販売するなどし、更にこれを買戻すなどして元の漁場に移送し戻す養殖形態であることにより、移送前において履行確認を行うための積算に加算された種苗投入尾数が移送し戻される際においても重複して加算される場合であって、資源管理協議会等に申出のあったもの

次の資料により、移送し戻される際に重複して加算されることになる数量として確認できた養殖生産物の尾数を、履行確認を行うための積算から除外することができる。

- a 活け込んだ種苗投入尾数が確認できる書類（共済責任開始日が含まれている年度の、納品書、種苗購入記録（種苗購入実績がある場合）、養殖日誌、その他資源管理協議会等が定める資料のうちいずれか）
- b 種苗の活込みから移送の状況が連続して確認できる記録

### 第3 認定漁場改善計画の変更の認定等

#### 1 認定漁場改善計画の変更の認定の申請

変更の認定の申請については、別記様式例3を参照されたい。

変更の認定をしたときは、別記様式例4の変更認定書を漁業協同組合等に送付するとともに、農林水産大臣にあっては、関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあっては、農林水産大臣に通知するとともに、関係都道府県知事にも通知することが適当である。

#### 2 認定漁場改善計画の認定の取消し

認定の取消しをしたときは、別記様式例5の認定取消書を漁業協同組合等に送付するとともに、農林水産大臣にあっては、関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあっては、農林水産大臣に通知するとともに、関係都道府県知事にも通知することが適当である。

### 第4 水産業協同組合法の特例

#### 1 総会の開催

漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が漁場改善計画を作成し、漁業権行使規則又は入漁権行使規則を変更しようとする場合には、あらかじめ、法第6条に掲げる関係組合員等の同意を得た上で、総会（総代会を含む。）を開催し、

（1）漁場改善計画を作成すること

（2）漁場改善計画につき行政庁の認定を受けるため、漁業権行使規則又は入漁権行使規則を変更すること

を議決しておくことが望ましい。

#### 2 計画不履行の場合の違反者に対する措置の統一

認定漁場改善計画の確実な実施を図る観点から、漁業協同組合の組合員等が認定漁場改善計画の内容を履行しない場合の違反者に対する措置を漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定することが想定される。しかしながら、認定漁場改善計画が複数の区画漁業権区域を対象としている場合、不履行の場合の違反者に対する措置が漁業権区域ごとに異なることも起こり得ることから、そのような場合には、計画参加者の平等性を保つ観点から、計画不履行の場合の違反者に対する措置を統一する必要があると考えられる。

### 3 特例を受ける場合の手続

漁業権行使規則の変更及び入漁権行使規則の変更は、漁業法の規定により都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないので、特例規定に基づき漁業権行使規則又は入漁権行使規則を変更しようとするときは、同意書を添付の上、認可申請をする必要がある。

また、先に述べたとおり、漁場改善計画の認定の申請にあわせて、同日付けで漁業権行使規則又は入漁権行使規則変更の認可申請を行うことが望ましい。これは、漁場改善計画を作成する過程において、漁業権行使規則又は入漁権行使規則変更の手続を済ませておくことが合理的であるからである。なお、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の特例は、漁場改善計画の認定が前提であるため、漁場改善計画の認定が漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更の認可よりも先に行われる必要がある。

## 第5 勧告等

### 1 勧告

過度の養殖負荷により、近い将来養殖漁場としての機能を失うことが予想されるような漁場については、緊急にその改善措置を講じる必要があり、場合によっては行政による勧告等の措置も必要である。そのような状況に陥っていると考えられる養殖漁場としては、基本方針で示した養殖漁場の改善の目標の基準を超えている場合が考えられ、その基準を超えてさらに悪化傾向を示している場合は、早急に改善措置を講じるよう勧告をするものとしている。なお、当然、そのような状況に陥る前に、養殖業者は、自ら改善措置を講じ、永続的な漁場利用を図るべきことは言うまでもなく、漁業権を免許し、行使させている行政庁としても、事前に十分な指導を行うべきである。

### 2 公表

勧告にも従わず、さらに漁場を悪化させる漁場行使が認められる場合には、海面等が公共の用に供すべき性格を有していることに鑑み、その漁場を利用している漁業協同組合等の名称等を公表することとしている。この公表の方法としては、都道府県の広報、広報誌等が考えられる。

### 3 漁業法等による措置

この措置の内容には、漁業権の条件の付与などの漁業法に基づく措置のほか、環境法令、条例等に基づく措置が考えられる。

付与する漁業権の条件の内容としては、基本方針の養殖漁場の改善を図るための措置に掲げるようなものがある。

## 附 則

(施行期日)

1 この通知は、令和7年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この通知の施行の際現に存する認定漁場改善計画（適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号水産庁長官通知）に基づき適正養殖可能数量が設定されているものに限る。）については、なお従前の例による。

## 〇〇漁業協同組合〇〇漁業協同組合 漁場改善計画（例）

〇〇漁業協同組合及び〇〇漁業協同組合は、持続的養殖生産確保法第4条に基づき、この計画を作成し、各漁業協同組合とその構成員は、この計画内容を的確に履行するものとする。なお、本計画は、その進捗状況を見つつ、必要に応じ見直すこととする。

### 1. 対象となる水域及び養殖水産動植物の種類

#### (1) 水域

〇〇県〇〇町〇〇岬先端（北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒）と〇〇村〇〇岬先端（北緯〇〇度〇〇分〇〇秒東経〇〇度〇〇分〇〇秒）とを結ぶ直線より陸側の海域

#### (2) 養殖水産動植物の種類

ブリ類、マダイ、ホタテガイ、アコヤガイ（真珠養殖及び真珠母貝養殖）、ノリ、ワカメ、クルマエビ、ウニ及びホヤ

### 2. 養殖漁場の改善の目標

#### (1) 水産動物を対象とする養殖

以下の表に掲げる基準を満たすことを目標とする。

指 標		基 準
水質	溶存酸素量（DO）	〇ml/l（〇mg/l）を上回っていること
底質	硫化物量(底泥表層)（TS）	酸素消費速度が最大となる硫化物量を下回っていること
飼育生物	条件性病原体（連鎖球菌症及び白点病）による死亡率の変化	累積死亡率が増加傾向にないこと

#### (2) ノリ養殖

不適切な管理を原因とする病害による収量の減少が平年作の1割を超えないことを目標とする。

### 3. 養殖漁場の改善を図るための措置及び実施時期

養殖漁場の改善のために各養殖業者が実施し、又は遵守すべき措置は以下のとおりとする。

なお、これらの措置は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで行うこととするが、

これらの措置を実施している段階で、期待された改善効果が現れず、目標達成が困難であると判断された場合には、これを見直すこととする。

(1) 漁業権漁場面積当たりの養殖施設面積

(〇〇養殖)

漁場面積当たりの生簀台数は、〇m角生簀換算で〇台以内とする。

(〇〇養殖)

漁場面積当たりの養殖施設台数は、1台〇m換算で〇台以内とする。

(2) 養殖密度

(〇〇養殖)

網生簀内における飼育密度は〇kg/m<sup>3</sup>以下とする。

(〇〇養殖)

吊線の間隔は〇cm以上、1吊りは1籠とし、1籠の収容個数は〇個以下とする。

(3) 適正養殖可能数量

漁場環境データ及び養殖規模から、〇〇(手法)において養殖可能な数量を推定したところ、指標ごとに以下の数量が算出された。

使用した指標	養殖可能な数量
COD	ハマチ 〇〇千尾
	カンパチ 〇〇千尾
	…
硫化物量	ハマチ 〇〇千尾
	カンパチ 〇〇千尾
	…
…	…

以下の適正養殖可能数量を上回ってはならないものとする。

- ・ハマチ養殖 〇〇千尾
- ・カンパチ養殖 〇〇千尾
- ・マダイ養殖 〇〇千尾
- ・ホタテガイ養殖 〇〇台
- ・真珠母貝養殖 〇〇台
- ・真珠養殖 〇〇台
- ・ノリ養殖 〇〇柵
- ・ワカメ養殖 〇〇本
- ・クルマエビ養殖 〇〇千尾
- ・ウニ養殖 〇〇本
- ・ホヤ養殖 〇〇本

(4) 飼餌料の種類制限

給餌養殖においては、生餌単独での給餌は行わず、固形配合飼料又はモイストペレットを使用する。なお、鮮度の低下した飼餌料は使用しないなど栄養状態の良好な飼餌料を使用することとする。

(5) 水産用医薬品の使用

耐性菌の発生を予防する観点から、ブリ類及びマダイについては、稚魚の池入れ時にワクチンを投与することとする。

また、魚病が広くまん延するおそれがある場合には、医薬品の効果を最大限に引き出し、その使用量を抑制するとともに、耐性菌の発生を防ぐために一斉投与を行うこととする。

さらに、獣医師リストを活用して、かかりつけ獣医師を設定し、その連絡先を確保する。

#### (6) へい死魚の処理

へい死個体を発見した場合は、速やかに取り上げ、その考えられるへい死原因と大きさ別へい死個体数を漁業協同組合に報告するとともに、当日中に焼却処分を行う。

#### (7) 病害が発生した場合のノリ網の処理

病害が発生した網は速やかに撤去し、病害が更にまん延しそうな気配のある場合は、一斉撤去を行う。

#### (8) 健全種苗の導入

外部から種苗を導入する場合には、「飼育管理カード」が添付されているなどによりその種苗の健全性が証明されているものに限ることとする。また、漁場内の種苗を移動する場合にも「飼育管理カード」の添付を励行し、万一魚病が発生した場合に備え、飼育魚の履歴を明らかにしておく。

#### (9) 養殖生産に関する記録及び保持

養殖漁場の改善措置の遵守を示すため、日々の、種苗購入記録、ワクチン使用記録、出荷記録、資材購入記録、施設設置時の作業記録その他養殖生産に関する記録及び関連する写真等を取りまとめ、〇年間、保持するものとする。

### 4. 養殖漁場の改善を図るために必要な施設及び体制の整備

#### (1) 養殖漁場の改善を図るために必要な施設

各漁業協同組合は、養殖漁場の改善及び魚病のまん延防止を図るため、以下の施設及び機器を整備する。

##### ① 配合飼料用給餌機

##### ② 観測機器

漁場調査を実施する上で必要なDOメーター、比重計、硫化物測定用検知管、採泥器、その他必要な機器

##### ③ へい死魚等処理装置

へい死魚等を迅速に処理するための焼却炉

#### (2) 漁場改善を推進していくための体制の整備

この漁場改善計画を円滑に、かつ、適切に実施していくために、以下のような体制を整備することとする。

##### ① 計画推進委員会と計画推進連絡協議会の設置

各漁業協同組合において、この共同計画の適切な履行と進捗状況等を定期的に調査するために、漁業協同組合の組合長及び職員を含む委員で構成され

る計画推進委員会を組織する。計画推進委員会の構成員には、計画の対象となる養殖種を養殖する者の中から、各養殖種それぞれ1名以上が含まれていなければならない。さらに、双方の漁業協同組合の計画推進委員会メンバーで構成される計画推進連絡協議会を組織する。

なお、ノリ養殖に関しては、病害がまん延した場合に組織的に迅速な対応が可能となるよう双方の漁業協同組合の組合長及び職員を含む計画推進委員会ノリ部会（以下「ノリ部会」という。）を組織する。ノリ部会は、海況、病害の状況等を勘案し、必要に応じて随時開催する。

計画推進委員会においては、3か月に1回、漁業協同組合が中心に収集・集計したデータに基づき、計画の適切な履行が図られているか、漁場改善の進捗状況はどうかをチェックし、その結果を構成員及び相手漁業協同組合に通知する。

計画推進連絡協議会は、年2回開催し、各々の漁業協同組合における計画の履行状況及び漁場の改善状況等につき意見交換を行うとともに、取組内容の妥当性につき検討する。

なお、計画推進委員会、計画推進連絡協議会及びノリ部会は、各漁業協同組合の構成員に対し、公開とする。

## ② 養殖漁場及び利用状況調査の実施体制

各漁業協同組合において、漁業協同組合職員を中心に構成される調査実施体制を整備し、水域調査及び漁場利用調査を実施する。なお、年に数回は、両漁業協同組合共同でこれらの調査を行う。

## ③ 公的機関との連絡体制

都道府県や水産試験場等の公的機関と適宜連絡を取るとともに、養殖漁場及び利用状況調査の結果、魚病の発生状況等の情報を当該公的機関に提供する。

## 5. その他

### (1) 養殖漁場及び利用状況調査

#### ① 水域調査

水質及び底質については、別添漁場図の定点1～10及び定点A～Cにおいて調査を行うこととする。

#### (水質)

水 温：毎月2回（12月～3月は1回）小潮回りに定点1～10において、表層、5m層、10m層、底層で測定（ノリ養殖期間中は、定点2、7、10については、毎日10時に表層で測定）

溶存酸素：随時（夏季は高頻度）小潮回りに定点1～10において表層、5m層、10m層、底層で測定

COD：年1回、小潮回りに定点1、3、5、7、9において測定

#### (底質)

硫化物量：年1回、小潮回りに定点1～10において測定

COD : 年1回、小潮回りに定点1、3、5、7、9において測定

底生生物 : 毎月1回、小潮回りに定点2、4、6、8、10において測定

酸化還元電位 : 随時(夏季は高頻度)小潮回りに定点1~10において測定

pH : 随時(夏季は高頻度)小潮回りに定点1~10において測定

酸揮発性硫化物 : 年1回(夏季)小潮回りに定点1~10において測定

## ② 漁場利用状況調査

5月及び10月の年2回実施する(ノリ養殖については漁期開始時点)。

(養殖施設)

養殖業者ごとの養殖施設数及び規模を確認する。

(大きさ別飼育個体数)

各養殖業者から申告された数値を基に、ランダムに選択した10の施設につき大きさ別の飼育個体数を調査する。

## ③ 給餌量調査

漁業協同組合が養殖業者ごとの飼餌料種類別の販売量を月別に集計する。また、漁業協同組合以外からも飼餌料を購入している業者は、その飼餌料種類別購入量を漁業協同組合に申告し、漁業協同組合は、先の販売量の集計にこれを加算し、養殖業者ごとの飼餌料種類別全購入量を集計する。

## ④ 病害調査

漁業協同組合は、各養殖業者から申告された原因別へい死個体数、病害ノリ網数等を集計するとともに、月3回漁場における魚病及び病害の発生状況の目視調査を行う。

### (2) ノリの酸処理の原則禁止

ノリの酸処理は禁止とする。

ただし、ノリ部会において他に適切な手段がなくやむを得ないと認められた場合には、この限りではない。なお、この場合使用する酸処理剤は全国漁業協同組合連合会及び全国海苔貝類漁業協同組合連合会の承認を受けたものとし、酸処理はノリ部会が中心となり一斉に行うこととする。また、使用済みの酸処理剤は漁業協同組合において適切に処理することとする。

### (3) ホルマリン等水産医薬品以外の薬品の使用禁止

ホルマリン等水産医薬品以外の薬品やT B T等を含む漁網防汚剤については、海洋の生態系に悪影響を与える可能性を否定できず、養殖生産物の食品としての安全性に疑義を与えかねないことから、その使用を禁止する。

### (4) 漁業系廃棄物の適正な管理・処理等

漁業系廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理されるべきものであることに留意し、適正管理・処理、流出防止に努めることとする。

### (5) 漁業共済への加入

漁場の改善の措置を講じ持続的な生産体制を目指すとともに、更に養殖経営の安定を図るため、漁業共済に加入することとする。

### (6) 本計画の変更手続

この計画の変更にあたっては、この計画に係る漁業権行使権者の意見を聴き、認定漁業協同組合が〇〇県知事に対して共同で行うものとする。

《計画作成者》

〇〇県A漁業協同組合

〇〇県B漁業協同組合

認定申請書

年 月 日

農林水産大臣  
〇〇都道府県知事 殿

代表者氏名  
住所

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第4条第1項の認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

記

1. 漁場改善計画
2. 漁場改善計画に参加している漁業協同組合等の氏名（法人又は漁業を営む者の団体においては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

認定書

番 号  
年 月 日

殿

農林水産大臣  
〇〇都道府県知事

漁場改善計画の認定について

年 月 日付けで認定申請のあった漁場改善計画については、持続的養殖生産確保法第 4 条第 1 項の規定により、認定したので通知する。

変更認定申請書

年 月 日

農林水産大臣  
〇〇都道府県知事 殿

代表者氏名  
住所

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第 5 条第 1 項の変更の認定を受けた  
いので、下記の書面を添えて申請します。

記

1. 漁場改善計画
2. 漁場改善計画に参加している漁業協同組合等の氏名（法人又は漁業を営む者の  
団体においては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
3. 当該変更が認定漁場改善計画に定める手続によって行われたことを称する書面

変更認定書

番 号  
年 月 日

殿

農林水産大臣  
〇〇都道府県知事

漁場改善計画の変更認定について

年 月 日付けで認定申請のあった漁場改善計画の変更については、持続的養殖生産確保法第 5 条第 1 項の規定により、認定したので通知する。

認定取消書

番 号  
年 月 日

殿

農林水産大臣  
〇〇都道府県知事

認定漁場改善計画の認定の取消しについて

年 月 日付けで認定した認定漁場改善計画については、下記の理由により持続的養殖生産確保法第5条第2項の規定に該当すると認めることから、認定を取り消すこととしたので通知する。

取消しの理由

〇〇〇

(教示) 農林水産大臣の場合

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対し審査請求することができる（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなる。）。

また、この処分に対し取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる

（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。